

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました平成26年度決算関係認定第1号から第8号までの8件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで決算特別委員会委員長の報告を求めます。

4番、高坂茂決算特別委員会委員長。

決算特別委員長（高坂 茂君）

決算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において、決算特別委員会に付託されました平成26年度決算関係の認定第1号 平成26年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成26年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第5号 平成26年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第6号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第7号 平成

26年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第8号 平成26年度六戸町霊園事業特別会計決算認定についてを、去る9月8日、9日の2日間、決算特別委員会を開催し、審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。

以上、簡単であります。決算特別委員会委員長の報告といたします。

議長 長（円子徳通君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、決算関係、認定第1号から認定第8号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成26年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成26年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成26年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第5号 平成26年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第6号 平成26年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第7号 平成26年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第8号 平

成26年度六戸町霊園事業特別会計決算認定については、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第11号 平成26年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第11号 平成26年度六戸町新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてご説明申し上げます。

本報告は、新産事業団理事会定例会において承認された平成26年度決算報告を、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条の規定により、別冊のとおり決算附属書類及び監事の意見書を付して議会に報告するものであります。

別冊の青森県新産業都市建設事業団関係の資料によりご説明申し上げます。

まず最初に、特定事業からご説明申し上げます。

別冊のナンバー2の資料をごらんください。

別冊のナンバー2の特定事業決算書の1ページをごらんください。

1、事業の実施状況の内、当町にかかわる（1）金矢工業用地造成事業の平成26年度で実施した概要は、用地の処分は1件でファーストプライウッド株式会社に対し18万7,615.04平方メートルを11億8,900万円で売却、貸し付けは、株式会社真和外1件となっております。

工事の状況につきましては、排水系統調査1件竣工しております。この結果、事業収益11億9,368万9,696円に対しまして事業費用7億9,992万7,880円でありましたので、当年度といたしましては3億9,376万1,816円の純利益が生じております。

次に、別冊のナンバー5、特定事業以外の事業の決算附属書類の1ページをごらんください。

1 一般会計では、上から6行目になります。歳入歳出差引残額2,445万4,658円を、またⅡ一般事業会計では、上から13行目に記載されております、歳入歳出差引残額5万9,213円をそれぞれ全額翌年度へ繰り越しするものであります。

以上で、報告第11号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第11号 平成26年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第12号 平成26年度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第12号 平成26年度六戸町健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

最初に、一般会計等の赤字の程度を示します実質赤字比率ですが、平成26年度決算において実質赤字が生じておりませんので実質赤字比率はなく、黒字ですので、実質黒字比率が5.20%となっております。

次に、一般会計と全特別会計を合算して生じた赤字の程度を示す連結実質赤字比率におきましても実質赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はなく、黒字ですので、連結実質黒字比率が6.61%となっております。

また、一般会計等が負担する全会計の1年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は12.4%で、前年度数値より0.8ポイント改善されました。

続いて、一般会計等が将来負担する全会計の全ての負担額の合算額の割合を示す将来負担比率は12.0%で、前年度数値より9.8ポイント改善されました。

いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。

以上で、報告第12号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第12号 平成26年度六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第5 報告第13号 平成26年度六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第13号 平成26年度六戸町資金不足比率の報告についてご説明いたします。

5ページをごらんください。

これは企業会計ごとの事業規模に対する実質赤字の割合を示すもので、国民健康保険病院事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の各会計において資金不足が生じておりませんので、資金不足比率はございません。

以上で、報告第13号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第13号 平成26年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第37号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第37号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。

議案の説明補足資料の1ページ及び2ページをご参照願いたいと思います。

本案は八戸市が青森県新産業都市建設事業団に委託しております八戸北インター工業用地を取得及び造成事業の計画の一部変更について協議するものであります。

15ページをごらんください。

変更内容ですが、八戸北インター工業用地の造成に係る事業期間を、平成29年度まで延長し、あわせて財政計画を変更するものであります。

以上で、議案第37号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第38号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第38号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

18ページをごらんください。別紙、新旧対照表もごらんください。

本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法といいます。その施行に備え、個人番号を含む個人情報の取り扱いに関し、番号法の規定に基づく必要な措置を新たに設けるほか、各条項中の条項の見直し等に係る改正を行うものであります。

その主な改正点についてご説明いたします。

第1条、第3条第1項、第4条、第10条第1項、第12条第1項、第36条の改正は、個人情報に該当しない特定個人情報、いわゆるマイナンバーを内容に含む個人情報について、個人情報に含むため改正するものであります。

次に、その他について説明いたします。

18ページの中ほどをごらんください。

第2条の改正は定義として次の3号を加えております。2号として特定個人情報、3号として情報提供等記録、4号として特定個人情報ファイルの定義についてそれぞれ定めるものであります。

19ページ、中ほどになります。

6条の次に、6条の2として特定個人情報保護評価について定める1条を加えております。第7条の次に、第7条の2、第7条の3の2条を加えております。

20ページをごらんください。

第7条の2は、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知について。

次は、23ページになります。

第7条の3は、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めるものであります。

25ページをごらんください。

第8条の次に第8条の2、第8条の3の2条を加えております。第8条の2は特定個人情報の利用制限について定めるものであります。

26ページをごらんください。

第8条の3は特定個人情報の提供の制限について定めるものであります。

次に、第12条第1項の改正は、本人にかわって各号に定める区分に応じ、開示請求できる個人情報を定めるため改正するものであります。

第13条第2項の改正及び第14条第2号の改正は、開示請求の手続をできる代理人について定めるため改正するものであります。

27ページ、中ほどになりますけれども、第19条第1項及び2項の改正は開示決定等の制限について、第20条の改正は開示決定等の特例について、第22条第1項の改正は開示の実施についてそれぞれ改正するものであります。第26条の次に第26条の2として情報提供等記録の提出先への通知について定める1条を加えております。

28ページをごらんください。中ほどになります。

第38条第1項の改正は、同項に規定する個人情報において、個人情報から特定個人情報を除くものとするものであります。附則といたしまして、この条例は番号法、附則第1条第4号に掲げる規定の施行日、平成28年1月1日から施行するものであります。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定及び第7条の次に2条を加える改正規定は公布の日から、第8条の次に2条を加える改正規定は、番号法の施行の日から、平成27年10月5日からになり

ます。第33条に各号を加える改正規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の日から施行するものと定めるものであります。

以上で議案第38号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 六戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第39号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたし

ます。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第39号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

31ページをごらんください。あわせて、別紙新旧対照表もごらんください。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき交付した通知カード及び個人番号カードの再交付等に係る手数料等を定めるため改正するものであります。

第1条の改正は、通知カードの再交付手数料について追加するものであります。

第2条の改正は、住民基本台帳カード再交付手数料を廃止し、個人番号カードの再交付手数料について追加するものであります。附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものと定めるものであります。

以上で議案第39号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第40号 六戸町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

議案第40号 六戸町税条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の33ページからになります。

今回の改正は、地方税法の一部改正ほか、関連する法令等の改正等に伴い改正するものがあります。

説明補足資料、11ページからの新旧対照条文もご参照ください。

議案の34ページをごらんください。

2行目、第8条から第17条の改正は、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、徴収猶予及び職権による換価の猶予について所要の見直しを行い、条文化するものであります。徴収の猶予等につきましては、災害、盗難、病気、事業の廃止や休止等により、税金を納めることができないと認められるときに、本人の申請に基づき、1年以内の期間に限り徴収を猶予できるための規定が、これまでの地方税法に規定されており、この地方税法の規定に基づき実施されてきていたものであります。

今回、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを考慮し、見直しが行われ、例え

ば猶予の条件や基準であったり、申請期限や担保提供の基準など、一定の事項についてはそれぞれの市町村が条例で定めて対応していくこととなりました。

4行目からの第8条は、徴収猶予する条件として、分割納付または分割納入を原則として規定した上で、その方法についての規定であります。

36ページをお開きください。

第9条は、徴収猶予の申請手続について、申請書の記載事項や添付書類等についての規定であります。

39ページをお開きください。

後ろから5行目、第10条は、徴収猶予を取り消す場合の条件の中で、条例で定めるものの規定でございます。

最後の行、第11条は、職権による換価の猶予の手続について、それと41ページをお開きください。

41ページの3行目からの、第12条は申請による換価の猶予の申請手続について、これらは先ほどの徴収猶予と同様、申請書の記載事項や添付書類等についての規定であります。

43ページをお開きください。

最後の行からになりますが、第13条は徴収の猶予及び換価の猶予において担保を徴収する必要のない場合の猶予金額と猶予期間を定めるものであります。

45ページをお開きください。

最初の行の、附則第16条の2を削除する改正については、「わかば」とか「エコー」といった紙巻きたばこ3級品といわれるものについて、これまでは税率の引き上げを据え置いてきた特例を削除し、これにより紙巻きたばこ3級品については、一般の紙巻きたばこと同じ税率になるということになります。

附則は第1条が施行期日を、第2条が徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を、47ページに移りまして、第3条が町民税に関する経過措置の規定であります。

同じく47ページ、中ほどからの第4条は町たばこ税に関する経過措置であり、61ページまで続く長い条文となっておりますが、ここでは先ほど紙巻きたばこ3級品についての特例の削除によって税率が一気に上がらないよう、4年間の期間で段階的に税率を上げていく経過措置とたばこの小売販売業者が旧税率で仕入れたたばこを新税率で販売する際の、いわゆる手持ち品課税についての規定及びその申告方法についての経過措置規定であります。

そのほかは、引用する法令の改正を受けて文言の改正や整備を行ったものであります。
以上で、議案第40号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

4 番、高坂茂君。

4 番（高坂 茂君）

1 点だけ。

大変、税に関する条文が非常に難しいわけで、中でも、特にしょっちゅう出てきた、聞いたことのない換価という言葉がたびたび出てきております。その換価という意味を教えてください。

議 長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

お答えいたします。

換価というのは、いわゆる滞納処理をする際の差し押さえた物件を税額に現金化するということでございます。

（「わかりました」の声あり）

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 六戸町税条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第41号 平成27年度六戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第41号 平成27年度六戸町一般会計補正予算（第2号）について、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

お手元の事項別明細書、最初に歳入についてご説明いたします。

明細書の3ページをお開きください。

3ページ最初のほうです。

14款国庫支出金及び15款県支出金は、事業費との関連においてそれぞれ調整の上、補正計上いたしました。

4 ページ。

19款繰越金では6,041万8,000円を増額計上いたしました。

20款諸収入では、5項雑入におきまして、町村の魅力発信事業助成金200万円を追加計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

職員の人件費につきましては、4月の人事異動などの精査の上、調整したものでございます。

人件費以外の主な内容について、款を追ってご説明いたします。

5 ページをお開きください。

まず、2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費において社会保障・税番号制度導入に伴う電算室の対応業務委託ほかで178万2,000円を増額計上、工事請負費、庁舎補修工事費で161万8,000円を追加計上、またカラープリンター及び展示用ケースほかの備品購入で162万2,000円を追加計上。

6 ページ、8目情報施策推進費では、委託料に軽自動車税法改正対応プログラム改修業務ほかで313万円を計上いたしました。3項1目戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事務経費といたしまして、臨時職員賃金117万9,000円及び個人番号カード用プリンター購入等で101万4,000円を追加計上、4項選挙費、4目町議会議員選挙費に町議会議員補欠選挙執行経費で目の計で1,151万6,000円を追加計上。

9 ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では後期高齢者医療特別会計繰出金に98万4,000円を増額計上しております。

続いて10ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の負担金、補助及び交付金、奥入瀬川南岸地区ため池等整備事業の事業費の減少見込みにより794万1,000円を減額計上、次の農業用機械等導入支援事業補助金は農業の中心的担い手農業者等が生産性向上及び経営の安定と効率化を図ることを目的とした取り組みに対しまして新たに創設し補助するものでありまして1,000万円を新規計上、続いて多面的機能支払交付金事業負担金は1,937万2,000円増額計上であります。

11ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費では19節にベジタランドろくのへ食と

交流事業補助金158万1,000円を追加計上。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の備品購入費に、大判プリンター購入で72万2,000円計上。2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費に、町道維持補修工事費で700万円を計上、続く3目道路新設改良費では、委託料に町道高見大曲線用地調査業務ほかで170万円を増額計上いたしました。

3項住宅費、1目住宅管理費では町営住宅の修繕及び解体工事費で目の計で201万3,000円を計上しました。

4項都市計画費、4目下水道費、下水道事業特別会計への繰出金417万7,000円を増額計上。

続く、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の旅費に消防団員出動費用弁償で141万6,000円増額計上。

14ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に、六戸小学校職員玄関サッシ補修工事ほかで135万7,000円計上いたしました。

15ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費では、金矢地区ほか3地区の公民館改修事業費補助金、合わせて64万円を計上いたしました。

以上で、議案第41号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりました。質疑を受けます。

10番、山本実君。

10番（山本 実君）

12ページの8款土木費についてお尋ねをいたします。

15節町営桜ヶ丘住宅解体工事ほかとございますが、これは増額分について詳細説明いただきたいと思います。

議長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

お答えいたします。

桜ヶ丘住宅解体工事ほかで100万円計上しておりますが、これは例えば一人の方が退去いたしましたので1戸解体するものでございます。

議 長（円子徳通君）

10番、山本実君。

10番（山本 実君）

わかりました。

桜ヶ丘住宅跡地につきましては、全体の跡地につきまして、あのままの状態にしておくのか、または公園的な整備をしていくのか、以前、議場で町長にお尋ねした経緯があるわけなんです、たしかそのときの答弁は公園にしていきたいというふうな文面、答弁があったと私は記憶しておりますが、将来的にこの住宅の跡地をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

お答えいたします。

具体的には何というプランが立っているわけではございませんが、あの場所、現在まだいる方もいらっしゃいますので、先ほどご質問の中にありましたように、やはり地域に広域的な地域的な意味合いの活用という部分になろうかと思っておりますので、公園という断定になるのか、そのような活用、人々のお住まいになることに、地域にとってベターである方法を考えをもっていくべきだろうというふうな考えは変わってはおりません。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

10番、山本実君。

10番（山本 実君）

以前、お尋ねしたときも同じような答弁だったと思って聞いておりますが、やはり今の住宅、ひばりヶ丘、館野住宅を建設をする、それと同時に、今確かに住まわれている方もいらっしゃるわけでありましてけれども、将来的にはどうするのかというような、その考えをしっかりと持った上で、進めていただきたいというように考えるわけでありまして。

それこそ、まだ具体的には考えていらっしゃらないということでございますから、その点をよろしくお願ひしたいと。

以上でございます。

議長 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

9番、母良田君。

9番（母良田 昭君）

10ページの6款農林水産業費、農業用機械等導入支援事業補助金、これについて詳しくお伝え願えますか。

議長 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（外山昌彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。

農業用機械等導入支援事業補助金ですが、この補助金の交付の対象者は認定農業者で六戸町人・農地プランの中心経営体に位置づけられた方々を対象としております。農業用機械の種類はトラクター等の農業用機械、乾燥機等の農業生産設備、施設園芸用のビニールパイプハウス等の1件50万円以上の価格の機械等を対象としております。補助率は20%で、補助金の限度額を50万円としております。補助金の決定に当たっては希望者から事前に事業の応募申し込みをしていただき、審査基準により優先順位を決定し、予算の範囲内で採択することとしております。

なお、この事業は町の単独事業で今年度から29年度までの3年間実施する予定であります。
以上です。

議 長（円子徳通君）

9番、母良田君。

9 番（母良田 昭君）

恐らく、認定農業者、今言われたとおり主体となると思いますが、使いやすい補助金とい
いますか、農業者が使いやすいような対応をとっていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第41号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 平成27年度六戸町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

つぎに、日程第11 議案第42号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

議案第42号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

下水道台帳事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金については、一般会計からの繰入金を417万7,000万円増額計上し、項の計を2億5,396万6,000円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費については、工事請負費にマンホールふた調整工事ほか94万5,000円、負担金に平成26年度馬淵川流域下水道維持管理負担金の精算分として323万2,000円を計上いたしました。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第43号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

議案第43号についてご説明申し上げます。

平成27年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

内容は平成24年度から平成26年度までの第3期介護によって県の介護保険財政安定化基金から借入した額が3,300万円あり、その額をことしから3年間で均等に償還するため補正するものであります。

事項別明細書 3 ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

9 款繰入金、2 項基金繰入金これは町の基金からの繰り入れとなります。償還金分として 1,099 万 9,000 円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金に 1,099 万 9,000 円を増額計上いたしました。

以上で、議案第 43 号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第 43 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第44号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第44号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、人件費の精査により調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

3款繰入金、1項繰入金に一般会計繰入金として98万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費に給料及び職員手当等として目の計98万4,000円を増額計上いたしました。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第45号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、ただちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第15 追加提出議案の上程を議題といたします。

本定例会に町長より、議案第46号と47号が追加提出されました。

お諮りいたします。

町長より追加提出のあった議案第46号及び第47号を上程することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、これを上程いたします

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田 豊君)

議員の皆様には本議会に提案いたしました報告3件、認定8件、議案9件につきまして、ご承認、ご決議、同意を賜りましてまことにありがとうございました。改めて感謝を申し上

げる次第でございます。

ただいま次に、本日追加議案といたしまして提出させていただきました議案についてご説明を申し上げます。

議案の第46号でございますが、工事の請負契約について申し上げます。

本案は、六戸町立七百中学校、講堂でございますが、防音事業改築工事について、請負契約を締結するため提案するものであります。

議案の第47号でございます。六戸町長等の給料の特例に関する条例案について申し上げます。

本案は、職員の管理監督者として、また町政を預かる町長としての責任を明らかにすることを目的として、自らを律し、全職員のコンプライアンスを徹底させ、再発防止に努めるため本条例を提案するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、ご承認、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

議 長（円子徳通君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第16 議案第46号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（川村政則君）

議案第46号 工事の請負契約についてご説明いたします。

議案の2ページをお開きください。

本案は次のとおり、工事請負契約を締結するものであります。

なお、補足資料に概要を添付してありますので、あわせてごらんください。

1、工事の表示（1）名称、六戸町立七百中学校（講堂）防音事業改築工事、（2）場所、六戸町大字犬落瀬字権現沢地内。

2、請負代金3億6,180万円。これは消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方、住所、十和田市穂並町2番62号、会社名、上北建設株式会社、代表者

名、代表取締役社長、田島一史。

以上で議案第46号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

この工事の件についてはわかりましたけれども、具体的にいつごろ完成の予定でいるのか、そこら辺知りたいので、それから進捗と予定ですね。教えていただきたいと思います。

議 長（円子徳通君）

教育課長。

教育課長（川村政則君）

それでは、高坂議員の質問にお答えを申し上げます。

工期につきましては、議決を得た日から平成28年8月31日までの2カ年となります。

以上でございます。

（「わかりました」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 工事の請負契約については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第47号 六戸町長等の給料の特例に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

それでは、第47号 六戸町長等の給料の特例に関する条例案についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間における、町長の給料の月額について、六戸町特別職の職員の給与に関する条例の規定に定められた給料月額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じるものであります。

附則として、施行日を平成27年10月1日とするものであります。

以上で議案第47号の説明といたします。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

10番、山本君。

10番（山本 実君）

一連の流れの中で、町長がその責任をとるというふうなことで、先日もお話を承りました。大変立派な責任のとり方であるというふうに考えております。しかしながら、この100分の10の減額は、責任のとり方としては私は適切なものではない。100分の5、これがその責任のとり方が適切だろうと、このように考えます。

したがって、この100分の10を減額するのではなくて、100分の5を減額をする。このように提案をしたいと。

（「提案」の声あり）

10番（山本 実君）

これが一番の責任のとり方ではないのかと思いますが、その考えをお尋ねします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

非常にありがたい。そんな厳しくやらなくてもという意味合いを含めてのことだと思いますが、本当にありがたいことなんでありますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、確かに、過去6年前のこれらの計画にいたしまして、性格的によるもの、いろんな個人のあり方があったわけでございますけれども、でも事務サイドとしてのミスがあったかという点、そのとおりの要素もあります。やはりそれに対する判断、それからあわせてこのように自らを律するという言葉を申し上げましたが、ああやることによって、先ほどの説明のとおり、職員全体においてこのことを踏まえながらどういうふうにやっていくかという部分、総括的責任者として判断すべき基準点当たりを考える原案になっておりまして、それを含めて、私は100分の10が適当ではないかというふうに判断いたしましたので、ありがたいお言葉ではありますが、この100分の10のことを理解いただければありがたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 六戸町長等の給料の特例に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時05分）